

### 地域コミュニティ活動推進事業補助金の希望団体を募集

総務課管理係

☎(288)12112

**対** 村内において、コミュニティ組織などが地域づくりのため自主的に実践し、村づくりの発展に資するために行う事業活動で、令和8年3月31日までに実施するもの。

**申** 4月25日(金)までに必要書類を添付のうえ、所定の申請書を提出。

#### 交付決定

交付申請受理後審査を行い、交付の可否を決定します。

**内** 1団体8万円以内

(過去に本補助金の交付を受けたことがある団体は、その交付回数により交付額が減額となります)。

#### 実績報告

事業などの終了後20日以内に必要書類を添付のうえ、所定の実績報告書とともに提出。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

### 路線バス通勤定期券の購入費を補助します

政策推進課政策推進係

☎(288)12113

**対** 自己負担額が生じている村内在住者

**内** 購入時の自己負担額の2分の1(千円未満切捨て)  
※村内を通過するバス路線に係る自己負担額に限る。

**申** 定期券の有効期間の初日から30日以内に、申請書に次の必要書類を添えて、政策推進課窓口へ提出してください。

- ① 本人確認書類の写し
  - ② 雇用状況証明書兼通勤手当支給額証明書
  - ③ 通勤定期券の写し
  - ④ 定期券内容控及び領収書の写し
- 他** 申請書および雇用状況証明書兼通勤手当支給額証明書は、政策推進課窓口で配布または村ホームページからダウンロード可。

### 国勢調査の調査員を大募集

政策推進課政策推進係

☎(288)12113

10月1日を調査期日とし、日本に住んでいる全ての人と世帯を対象とした国勢調査の実施に伴い、調査員を募集します。

**対** 次の要件を全て満たす村内在住の20歳以上の方

- ① 責任を持って調査でき、秘密を守る方
  - ② 警察や選挙に直接関係ない方
  - ③ 暴力団と関係がない方
- 募集人数/16人

**内** 任期/9月1日(月)~10月31日(金)(予定)  
報酬/5万円程度(調査区数、世帯数で変動あり)

**申** 5月15日(木)までに申込書を政策推進課へ提出してください。

※申込書は、政策推進課窓口で配布、または村ホームページからダウンロード可



詳しくはこちら

### 路線バスのダイヤ改正について

政策推進課政策推進係

☎(288)12113

神奈川中央交通(株)より、4月1日(火)からダイヤ改正を実施する連絡がありましたのでお知らせします。また、村が運行補助をしている早朝・深夜路線バス運行事業につきましても、次のとおり縮小することいたしました。

村民の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

○ダイヤ改正に伴う縮小内容  
●本厚木駅発宮の里経由上煤ヶ谷行(平日) 23時41分↓廃止

詳細につきましては、神奈川中央交通(株)ホームページまたは神奈川中央交通東(株)厚木北営業所(046-291-2123)にご確認ください。



神奈川ホームページ

## 国民年金

### 令和7年度国民年金保険料について

令和7年4月から翌3月までの国民年金保険料額は、1カ月17,510円です。納め忘れがなく、手間が掛からない口座振替やクレジットカードでの納付方法が選べますので、ご希望される方は手続きをお願いします。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp>)をご覧ください。

問 厚木年金事務所 ☎(223)7171、税務住民課住民保険係 ☎(288)3849

#### 記号一覧

対 対象	内 内容	申 申し込み	講 講師
日 日時	期 期間	場 場所	
費 費用	問 問い合わせ		
他 その他			

### 後期高齢者医療制度・特別徴収

税務住民課住民保険係  
☎(288)3849

#### 仮徴収

①今年の2月時点で特別徴収の方は、2月分と同額の保険料額が4・6・8月に支給される年金から天引きされず。

②今年4月から特別徴収が開始となる方は、令和5年度中の所得額を基に仮算定した保険料額が4・6・8月の年金から天引きされます(保険料額は4月上旬に通知します)。

#### 本徴収

本算定(令和6年度中の所得額を基に7月に算定)で決定した保険料額から、仮徴収額を差し引いた保険料額が10・12・翌年2月の年金から天引きされます

#### スケジュール

仮徴収	1期	4月
	2期	6月
	3期	8月
本徴収	4期	10月
	5期	12月
	6期	2月

### 土地価格・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧制度について

税務住民課税務係  
☎(288)3859

期 4月1日(火)～6月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分※土日曜・祝日を除く

場 役場庁舎1階・税務住民課  
費 無料

対 土地または家屋の納税義務者本人またはその代理人

### コンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

システムメンテナンスのため、下記のサービスが利用できません。  
※税務住民課窓口での証明発行は通常どおり行っています。

停止日時  
**5月21日(水)終日**

#### 利用できないサービス

- 住民票の写し
- 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書

☎税務住民課住民保険係  
☎(288)3849

### 固定資産課税台帳の閲覧制度について

税務住民課税務係  
☎(288)3859

期 4月1日(火)～6月2日(月) 午前8時30分～午後5時15分※土日曜・祝日を除く

#### 費 無料

対 土地または家屋の納税義務者本人および借地・借家人またはその代理人など

場 役場庁舎1階・税務住民課

### 飼い犬の登録と狂犬病予防注射のご案内

環境上下水道課環境係  
☎(288)3862

村内に4会場を設け、狂犬病予防注射の集合接種と犬の登録の受付を実施します。

日 4月24日(木)

※荒天中止

○宮ヶ瀬住民センター：午前9時30分～10時

○保健福祉センターやまびこ館：午前10時40分～11時30分

○清水ヶ丘子ども広場：午後1時～1時40分

○舟沢自治会館：午後2時～2時30分

費 ①狂犬病予防注射手数料

：3650円(狂犬病予防注射済票代含む)

犬の登録手数料：3千円(犬鑑札代含む)

※狂犬病予防注射と犬の登録が済み、狂犬病予防注射済票の交付のみをご希望の方は、獣医師が発行した狂犬病予防注射済証と手数料550円をご持参ください。

他 すでに犬を飼っていない

場合や飼い犬が体調不良(妊娠、老齢、疾病など)の場合は、事前にご連絡ください。また会場では胴輪ではなく、首輪と引き綱を着用させ、犬をおさえることができる方がお連れください。

## 春の全国交通安全運動



**4月6日(日)～15日(火)**

4月10日(木)は交通事故死ゼロを目指す日

**交通ルールを知る、守る。安心・安全の第一歩!**

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。村では自転車用ヘルメットの購入費の一部を助成します。詳しくは、担当課までお問い合わせください。

☎総務課安全防災交通係 ☎(288)1212

### 宮ヶ瀬霊園の使用者を募集

環境上下水道課環境係  
☎(288)3862

**場** 清川村宮ヶ瀬霊園（清川村宮ヶ瀬1610番地）

**対** ①本村に住民登録されている方

②申込者またはその配偶者の本籍が本村にある方  
または過去に、住民登録もしくは本籍を置いていた方（村出身者）

③村内在勤者

④厚木市、愛川町、相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、山北町、秦野市および伊勢原市に住民登録されている方

**内** 募集区画／

①3・3平方メートル  
②4・0平方メートルの区画※  
1人につき1区画まで申込可

**費** ①3・3平方メートルの区画  
使用料（永代）／39万6千円（税込）、管理料（年間）／4,350円（税込）

②4・0平方メートルの区画  
使用料（永代）／48万円（税込）、管理料（年間）

／5,280円（税込）

**申** ※申込時に必要な書類などは、対象者区分によって次のとおり異なります。

①村在住者／なし  
②村出身者／住民票（本籍が記載されているもの）、戸籍謄本および村出身者として村長が特に認めたもの（村県民税領収書、卒業証書など）  
③村在勤者／在勤を証明できる書類（在勤証明書、身分証明書など）  
④近隣住民／本籍記載の住民票

必要書類をご用意のうえ、閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に役場庁舎1階・環境上下水道課窓口でお申込みいただくか、140円切手を同封のうえ郵送してください。



### 宮ヶ瀬霊園・永代供養墓の使用者を募集

環境上下水道課環境係  
☎(288)3862

墓の承継者がいない方や単身の方などが利用できる宮ヶ瀬霊園の永代供養墓の使用者を募集します。ご希望の方は、お問い合わせください。

**対** ①村に引き続き1年以上住民登録のある方  
②村外に住民登録のある方

**内** 使用方法／焼骨を永代供養墓に13年間骨壺の状態

で保管した後、合祀場所へ埋蔵

**費** ①1体10万円

### 福祉手当支給のお知らせ

子育て健康福祉課  
健康福祉係  
☎(288)3861

**対** 4月1日現在で村内に引き続き1年以上在住し、次のいずれかに該当される方

- ・身体障害者手帳1～6級の方
- ・療育手帳A1～B2の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1～3級の方

・18歳未満の児童を養育している、配偶者と死別または生別した父もしくは母および父母のいない子の養育者

**申** 4月24日（木）まで  
※支給対象者として、村が把握している方には、事前に申請書を4月上旬に送付します。



### 林野火災に備えて



2月23日（日）、村内で発生する火災等の災害に迅速・的確に対応することを目的として、村消防訓練場で村消防団と厚木市北消防署清川分署との合同訓練が実施されました。消防団では、年1回こうした合同訓練を行うことで、村の安全・安心を守っています。

**問** 総務課安全防災交通係 ☎(288)1212



障がいのある方にタクシー  
料金と燃料費を助成

子育て健康福祉課  
健康福祉係  
☎(288)3861

障がい者安心・おでかけタクシー利用助成

対・身体障害者手帳1級の方(視覚障害の方は2級まで)

・療育手帳A1とA2の方

・特定疾患医療受給者証をお持ちの方

・精神障害者保健福祉手帳1級の方

内タクシー500円利用券を1か月当たり4枚交付。(年間48枚まで)

申保健福祉センターやまびこ館1階・子育て健康福祉課で申請。

障害者手帳を持参してください。

重度障害者自動車燃料費助成

対・身体障害者手帳1・2級で、自己所有の自動車を自ら運転される方。

・身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A1とA2の方と生計同一の方

が所有する自動車を、専ら障がいのある方のために

めに運転される方。

内村内のガソリンスタンドで使用できるガソリン券

2千円を1か月あたり1枚交付(年間12枚まで)

申保健福祉センターやまびこ館1階・子育て健康福祉課で申請。

障害者手帳、自動車検査証、運転者の免許証を持

参してください。

※「障がい者安心・お出かけタクシー」と「重度障害者自動車燃料費助成」はどちらか一方のご利用となります。



住宅用スマートエネルギー  
設備等導入費の補助

を拡充します

近年の地球温暖化の防止および環境保全に関する意識の醸成が培われ、技術革新により新たな住宅用のスマートエネルギー設備も生まれ、多様化されてきたことを踏まえて、村民皆様の地球温暖化対策への参画の手助けとなるべく、新たな対象設備<sup>新</sup>を加え補助金の拡充を図ります。

住宅用太陽光発電システム

対象者：自ら住居する住宅に太陽光発電システムを設置した方  
交付額：／15,000円×太陽電池の最大出力(kw)(50,000円上限)

太陽熱利用システム、<sup>新</sup>HEMS、<sup>新</sup>蓄電池システム、<sup>新</sup>燃料電池システム、<sup>新</sup>V2H

対象者：自ら住居する住宅等に当該設備を設置した方  
交付額：当該設備を設置した費用(50,000円上限)

木質バイオマスストーブ

対象者：木質バイオマスストーブを設置した個人又は事業所  
交付額：個人・事業所：(50,000円上限)

電気自動車等

対象者：電気自動車等(電気又はガソリン・電気)を購入した個人又は事業所  
交付額：個人：(50,000円上限) 事業所：(30,000円上限)

申 予算の範囲内での交付となりますので、申請に当たっては、環境上下水道課に事前に申し出をお願いします。

問 環境上下水道課環境係 ☎(288)3862



## 清川村ふれあいセンター「別所の湯」をご利用ください

ふれあいセンター「別所の湯」  
 村づくり観光課  
 ☎(2888)3900  
 ☎(2888)3864

清川村ふれあいセンター「別所の湯」では、ご入浴のほか、お食事やカラオケもでき、各種助成もありますので、皆さんぜひご利用ください。

### ふれあいセンター

#### 「別所の湯」

開館時間：10時から21時  
 (入館できるのは20時まで)  
 休館日：毎週月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日)・年末年始

『いきいきわいわいカード』の発行(満65歳以上の方対象)

1回100円で何回でも3時間利用できる「いきいきわいわいカード」を発行しています。

期 4月1日(火)～来年3月31日(火)

申 申請者本人がセンター窓  
 □又は役場村づくり観光課で必要事項を記入した申請書を提出※その場でカードを発行します。

他・昨年度発行された方も、新たに申請手続きが必要です。

・時間超過された際は、追加料金が発生します。

『優待カード』の発行(小学生から65歳未満までの方対象)

年間6回まで無料でご利用できる優待カードを発行します。ご利用は曜日を問わずご利用いただけます(休館日を除く)。

期 4月1日(火)～来年3月31日(火)

申 申請者本人がセンター窓  
 □又は役場村づくり観光課で必要事項を記入した申請書を提出※その場でカードを発行します。

他・申請は、1年度間に一人1回限りです。

・未就学のお子さんは無料となります。

#### 『ポイントカード』の発行

ご利用1回につき1ポイントを付与し、10ポイント貯まると1回(3時間)無

料でご利用できます。ポイントの付与、ご利用は曜日問いません(休館日を除く)。

期 ポイントカード発行日から1年間有効

申 本人がセンター窓口でお申し出ください。※その場でカードを発行します。

#### 送迎サービス

村内各地区を週2回(祝日及び休館日を除く)、ふれあいセンター送迎車を運行しています。

お住まいの地区以外からのご利用も可能で、どの地区の運行も役場・郵便局に停車しますので、お買い物や公共施設利用などにもご利用ください。

停車場所以外でも送迎車を見かけたら手を上げてくだされば乗車できます。

対 村内にお住まいの方

#### 内無料送迎車

ワンボックスカー(10人乗り)※色はシルバー  
 停車時間

村ホームページなどお知らせする「運行予定表」とおり

#### 運行日

①毎週火・木曜日【宮ヶ瀬地区・上地区】宮ヶ瀬153区、法論堂、柿ノ木平、坂尻、古在家、曲師宿、荒井、谷太郎、寺家谷戸、下原、根岸、中里

大野、新屋敷の自治会  
 ②毎週水・金曜日【下地区・清水ヶ丘地区】片原、柳梅、別所、尾崎、清水ヶ丘155区、金翅

(沖)、金翅(前)、宮野、御門、寺鐘、上舟沢、下舟沢の自治会

#### お食事処「山ぼうし」

清川村自慢の食材を使ったお料理をお楽しみいただけます。ぜひご利用ください。(お食事だけのご利用も可)

営業時間11時～19時30分  
 (ラストオーダー18時45分)

☎(2888)2055

## 道の駅「清川」『春めき! わくわく祭り2025』

村内事業者による農作物、加工品、工芸品などを販売するほか、村内事業者が運営するキッチンカーや、近隣自治体で活動しているキッチンカーによる飲食販売やワークショップの開催、また、道の駅「清川」『春めき! わくわく祭り2025』記念切符(限定300枚)の発行を行います。(条件あり)

日 4月13日(日)、午前10時～午後3時 場 道の駅「清川」第一駐車場(半面)



